

科学技術研究調査規則の一部を改正する省令案の概要について

1 改正の背景

科学技術研究調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である科学技術研究統計を作成するための調査）であり、科学技術研究調査規則（昭和 56 年総理府令第 33 号）の定めるところにより、我が国における科学技術に関する研究費や研究者数等の研究活動の実態を調査し、科学技術研究振興に必要な基礎資料を得ることを目的として実施するものである。

令和 4 年以降、本調査を実施するに当たり、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 2 年 6 月 2 日閣議決定）への対応、科学技術に関する施策の動向等を踏まえ、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 調査日の変更（第 3 条）
 - ・ 毎年 6 月 1 日現在に変更
- (2) 調査対象の追加（第 4 条及び第 5 条）
 - ・ 甲調査の対象に民間事業者等との共同研究開発等を実施することを目的として研究開発法人及び大学が出資した会社を追加（第 4 条第 2 号及び第 5 条第 2 項）
- (3) 経済構造実態調査の対象となるものについて行う調査の特例の追加（附則第 2 条）
 - ・ 第 6 条第 1 項第 1 号ニ、チ及びリに掲げる調査事項について、経済構造実態調査の調査事項に係る内容を転写
- (4) その他
 - ・ 上記の改正に伴う標記の整理や現代表記への変更など所要の改正

3 施行期日

公布日（令和 4 年 4 月 27 日）の日から施行する。